

議案第48号

所沢市立児童クラブ条例の一部を改正する条例制定について

所沢市立児童クラブ条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和5年 6月 1日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

所沢市立上新井児童クラブの廃止に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。



所沢市立児童クラブ条例の一部を改正する条例

所沢市立児童クラブ条例（平成26年条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表所沢市立上新井児童クラブの項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。